



信州 南あいぎ村



補助事業一覧



令和4年3月現在
長野県 南相木村



©東京ハイジ／南相木村

信州 南あいき村



【各課補助事業一覧】

- ・ 総務課 3 ページ
- ・ 移住定住推進室 4 ページ
- ・ 住民課 5 ページ～10ページ
- ・ 保育所 11ページ
- ・ 振興課 12ページ～13ページ
- ・ 教育委員会 14ページ



【各課お問合せ先】

- ・ 総務課、移住定住推進室、振興課

南相木村役場

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525番地 1

TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139

E-mail soumu@vill.minamiaiki.nagano.jp (総務課)

ijyu@vill.minamiaiki.nagano.jp (移住定住推進室)

sinkou@vill.minamiaiki.nagano.jp (振興課)

- ・ 住民課

南相木村多機能多世代交流センター ひまわり

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3498番地 1

TEL 0267-78-1050 FAX 0267-78-1051

E-mail jyuumin@vill.minamiaiki.nagano.jp

- ・ 保育所

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3478番地

TEL 0267-78-2045 FAX 78-2045

- ・ 教育委員会

南相木村公民館

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村4435番地

TEL 0267-78-2433 FAX 0267-78-2477

©東京ハイジ／南相木村

【総務課】

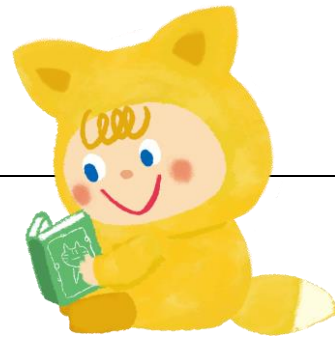
事業名	内 容	対 象	補助率等
消費者被害防止対策機器購入補助	電話等により現金等をだまし取る特殊詐欺等による消費者被害を防止するため、自動録音機能付の電話等の購入費を補助	住民全員	購入及び設置費用の2分の1 (上限1万円)
村営バス料金無料事業	村営バスの無料乗車券を交付	18歳以下、65歳以上、身体障がい者手帳又は療育手帳の所有者	全額公費負担
元気が出る支援金	自らの知恵と工夫により、自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出す、モデル的で発展性のある事業に要する経費に対し補助	行政区、村民によるサークル・クラブ等、村内に事務所を有する法人、個人	施設の整備その他の別に定める事業については交付対象経費の2/3以内 それ以外の事業については交付対象経費の10/10 (1件の上限50万円)
自動車急発進防止装置整備費補助金	後付けの急発進防止装置の整備に必要な購入費及び取付費について補助	自動車運転免許保有者	経費の3分の2以内(上限6万円)
東北信市町村交通災害共済	交通事故で死傷した場合に見舞金を支払う	共済加入者 (中学生以下及び70歳以上は公費負担)	見舞金 200万円(死亡) 2万円(傷害基礎) 2000円(入院1日あたり) 他
消防団被服費用補助	郡大会に出場する選手の大会用シューズ購入費に対する補助	消防団	1人3,000円 (要綱等なし)



©東京ハイジ/南相木村

【移住定住推進室】

事業名	内 容	対象者	補助率等
南相木村空き家改修費等補助金	空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や、家財道具等の処分に要する費用の一部を助成	南相木村空き家バンクに登録されている空き家の所有者・利用者	①改修： 南相木村建設工業会又は村内業者が行う改修工事に係る費用の1/2（限度額50万円） ※令和3年度～令和7年度に限り限度額100万円 ②家財道具等処分： 家財道具等の処分に係る費用（運搬費含む）の1/2（限度額50万円） ※実施前に要申請
南相木村移住支援金	南相木村への移住に対する経済的支援を行い、定住人口の増加を図る。	平成31年1月1日以後に南相木村に移住（転入）し、住民登録後継続して3年以上居住することを誓約できる方（18歳以下を除く）。 ※ただし、以下の方を除く。 ①出産、転勤その他の事由により一時的に住民登録する ②転入前の市区町村税を滞納している ③生活保護による公的扶助を受けている ④公務員である ⑤暴力団員等である	①18歳以下の者を扶養し同居する世帯：一律10万円 ②上記以外の世帯：一律5万円 ※転入から概ね2か月以内に要申請
南相木村定住促進給付金	働く若年層の経済的負担を軽減し、定住人口の増加を図る。	南相木村に住民登録（現に居住）し就業している、19歳～32歳の方（申請時点）	1人月額 5,000円を5年間 ※毎年度末に要申請
南相木村UJターン就業・創業支援事業補助金	大都市圏から移住し、起業または県内登録企業に就業した場合に補助金を交付	次の2つの要件を満たす移住者に対し、移住費用の一部を助成。 ①移住元要件：住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、雇用保険の被保険者として就労した方（大学等へ通学していた場合は、5年間の就労期間に通学期間を通算できる） ②移住先要件：就業先が、移住支援金の対象として長野県が開設・運営するマッチングサイトに掲載している求人に応募して採用された方、テレワーカー、専門人材、関係人口でマッチングサイト掲載可能企業や職場いきいきカンパニー企業へ就職した方	①単身世帯：上限60万円 ②2人以上世帯：上限100万円



©東京ハイジ/南相木村

【住 民 課】

事業名	内 容	対 象	補助率等
福祉医療費給付事業	医療費を助成	18歳以下、妊婦、障害者、母子父子家庭、寡婦、非課税世帯の世帯主、非課税世帯の60歳～74歳	病院等の窓口での支払い1回300円のみ自己負担
妊婦検診補助金交付事業	妊婦の健診費用を助金	村内に居住し母子手帳を交付された妊婦	妊婦検診費用の合算額で上限126,790円
助産費特別給付金交付事業	助産に係る費用を助成	出産時において村内に住所を有している方	出産児一人に対して30万円
乳幼児健康診査事業	乳幼児の身体発育、精神発達、育児状況等について保健指導を行なう。また、疾病や精神発達について支援の必要な児を早期に把握する。 (北相木村と共同開催)	乳幼児と養育者	無料
新生児聴覚検査費用補助金交付事業	聴覚検査の普及啓発を進め、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図る	新生児の保護者	対象児1人につき1回5,000円
おひさまひろば	年10回、保育所等で学習会や交流を行う。 北相木村、子育てサークルとの共同開催もあり。妊婦さん向けの教室も兼ねる。	未就園児と養育者	無料
チャイルドシート購入費補助金交付事業	チャイルドシート購入費を補助	乳幼児と養育者	購入費1/2以内 (上限3万円)
不妊治療助成事業	不妊治療の経費に要する医療費の一部を助成	村内に居住し、交付申請日の1年以上前から引き続き住民票があり婚姻している夫婦	医療費自己負担額で上限30万円
学童クラブ	家庭の事情により児童が下校した時家族が留守などの児童に対して、放課後安全・安心に過ごせる遊びと生活の場を提供	保護者の家庭外労働等で、下校した時家族が留守の児童	無料
小・中学校卒業祝金交付事業	卒業時にかかる経費等に対して祝金として交付	小・中学校卒業の対象となる子と養育者	1人につき3万円(R4年度～予定)
高校生等通学費補助事業	通学で利用する鉄道の通学定期券購入に対する補助	高等学校等に通学する学生と養育者	通学定期券購入費用の1/2(R4年度～予定)
生ごみ自動処理機器購入費補助金交付事業	生ごみ処理機器の購入を補助	全世帯	購入費1/2以内(上限8万円) ※購入後5年間は再補助しない

事業名	内 容	対 象	補助率等
合併処理浄化槽保守点検料等補助	浄化槽の保守点検料・清掃費用を補助	浄化槽設置世帯	・保守点検料 保守点検費用の1/2（上限1万円） ・清掃費用 清掃費用の1/2（上限2万5千円）
合併処理浄化槽設置費用補助	住宅に浄化槽を設置する費用を補助	村内において、住宅に浄化槽を設置しようとする者	5人槽 750,000円 6～7人槽 900,000円 8～10人槽 1,020,000円
インフルエンザ予防接種実施事業	インフルエンザの予防接種の費用を補助	住民全員	・村診療所で接種の場合の個人負担額 0～18歳・65歳以上：無料 それ以外：1,000円 ・村外医療機関受診の場合の補助 小学生以下：2,000円（2回まで） 中学生・高校生：2,000円 18歳以上65歳未満：1,000円 65歳以上：全額
人間ドック検査費用補助金交付事業	人間ドックの検査費用を補助	満40歳以上	日帰り及び1泊2日の基本検査料（上限25,000円） 簡易ドックは費用の税を除く3割
P E T / C T 検査費用補助事業	PET/CT検査費用を補助	満40歳以上	5万円（同一人に5年度に1回）
脳ドック検査費用補助金交付事業	脳ドックの検査費用を補助	満40歳以上	上限2万5千円（簡易は1万5千円） （同一人に5年度に1回）
胃検診（胃内視鏡検査）助成事業	胃カメラ検診費用を助成	満40歳以上	7,600円
胃検診（胃バリウム検査）助成事業	胃バリウム検診費用を助成	50歳以上79歳以下	3,000円

事業名	内 容	対 象	補助率等
歯科健康診査費用補助金交付事業	歯周病検診費用を補助	満35歳以上満70歳未満の5歳ごと節目年齢の方、及び妊婦	全額公費負担（3,000円/回）
風しん抗体検査予防接種補助	風しん抗体検査及び予防接種費用を補助	風しん抗体検査：S37年4月2日生～S54年4月1日生の男性 予防接種：抗体検査を受けた方で、抗体がなかった方	無料
新型コロナウイルスPCR検査等費用補助	PCR検査等（抗原・抗体検査）の自費診療分について補助	・県外に居住している者が、南相木村へ帰省を目的に検査を受診した者 ・南相木村に住所を有する者で、検査を受診した者	自費診療分の2/3（上限22,000円） ※1年度に3回まで申請可
通勤者補助金交付事業	村外への通勤者の交通費を補助	村外の職場へ通勤している方	年間通勤日数が 220日以上38,000円～50,000円 150日以上219日まで28,000円 80日以上149日まで20,000円
結婚祝金交付事業	村内在住者が婚姻した際に祝金を交付	申請後10年以上居住を確約できる夫婦	一組につき20万円
後継者に配偶者を紹介した場合の褒賞金支給事業	村内に在住する後継者に配偶者を紹介した場合に褒賞金を支給	紹介者	一組につき20万円
福祉機器貸与事業	日常生活において必要な福祉機器（介護用ベッド、車椅子など）を貸与する	介護保険法の規定により保険給付の対象とならない高齢者障害者等又はおおむね65歳以上で、介護状態になる恐れのある高齢者病気等で在宅療養が必要な方（している方）	利用する機器により月額100円～1,000円
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用の支援	判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者	村長申立の要請及び申立費用（審判決定により自己負担の場合もあり） 成年後見人等の報酬（月額上限3万円）
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	日常生活をできるかぎり自宅で営むことができるようにするための住宅改良への相談・助言及び補助（1世帯1回限り）	65歳以上で介護保険法により認定を受けている方、身体障害者手帳1～3級を所持している方、村長が必要と認め前年度の所得税額が8万円以下の世帯	基準額90万円（1割負担で限度2万円）
食の自立支援事業（配食サービス）	訪問による食事の提供、安否確認、在宅での自立支援を行う。月曜日から土曜日の週5日で昼食と夕食を提供する。（利用者が回数を選択可能）	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者であって調理が困難と認められる者	昼食：1食300円（住民税非課税世帯200円） 夕食：1食450円

事業名	内 容	対 象	補助率等
高齢者祝金支給事業	高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため祝金を支給	村内に住所を有しかつ居住している者で喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）・100歳の者及び80歳以上の高齢者	喜寿：5,000円＋記念品 米寿：10,000円＋記念品 白寿：20,000円＋記念品 百歳：30,000円＋記念品 80～89歳：8,000円 90歳以上：10,000円 101歳以上：15,000円
緊急通報システム事業実施事業	急病や災害時の緊急通報による支援や24時間の安否確認の実施	おおむね65歳以上のみの高齢者世帯等	月額1,000円（非課税世帯500円）
家庭介護者慰労金支給事業	在宅で重度要介護者（要介護3～5及び重度心身障害者）又は軽度要介護者（要介護1～2）を介護している者又は介護していた者に対して慰労金を12月に支給する。	基準日（11月1日）より前1年の間に要介護者等を在宅で介護していた方	重度要介護者 6ヶ月以上介護：10万円 3ヶ月以上介護：4万円 軽度要介護者 6ヶ月以上介護：4万円 3ヶ月以上介護：2万円
家庭介護用品支給事業	在宅で介護している家族等に介護用品引換券（1枚1,000円）を発行して介護用品（紙おむつ、尿取りパットなど）を支給	村内に住所を有しかつ居住する要介護1～5の者を在宅で介護している家族等	年額75,000円（引換券75枚）
家族介護者交流（元気回復）事業	在宅で高齢者を介護している家族等が、介護から一時的に開放され、日帰り旅行、施設見学、イベント見学や、介護者相互の交流会を行いリフレッシュを図ってもらう。	要介護1～5の者を在宅で介護している家族等	1人当たり上限20,000円
徘徊高齢者家族支援サービス事業支援事業	徘徊高齢者の位置確認ができるシステムの利用に対して補助	徘徊高齢者を介護している家族	初期加入料（全額）と月額利用料（半額）
自動消火装置設置事業	ガスコンロの上に自動消火装置を設置	一人暮らしの高齢者、障害者等	全額補助
猫繁殖制限手術費補助	飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術費用を補助	住民全員	不妊手術 5,000円／回 去勢手術 3,000円／回

事業名	内 容	対 象	補助率等
造血細胞移植後のワクチン再接種費用補助	骨髄移植などによる20歳未満の免疫消失者に対するワクチンの再接種費用助成	ワクチンの再接種が必要と医師が認めた者（20歳未満）	村が県医師会と締結する契約において定める金額を上限とする
南相木村骨髄ドナー助成事業	ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し助成	・ドナー 骨髄等を提供した日において、村内に住所を有する者 ・事業所 ドナーが勤務する事業所	・ドナー 骨髄等の提供に係る最終合意後に入院・通院等した日数×2万円（10日を上限） ・事業者 ドナーが骨髄等の提供に係る最終合意後に入院・通院等した日数×1万円（10日を上限）
郵便事業(株)による配達時声かけ事業	配達時に見守り体制の一つとして声かけを行う。緊急時には救急車の手配や役場への連絡を行う。	一人暮らしの高齢者等	無料
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行う	村内に住所を有する障害者等であって、移動の支援の必要があると村長が認めた者	事業費から自己負担額（生活保護適用者は0円、住民税非課税者は事業費の5%、それ以外の者は事業費の10%）を除いた額
通所サポート事業	障害者等が村外の通所施設に通所する際に鉄道を使用した場合の交通費の一部を補助する	村内に住所を有する障害者等で、村外の通所施設に通所している者	小海駅から当該通所施設の最寄り駅までの往復鉄道運賃の半額
障害者の福祉サービス事業	村が社会福祉協議会へ委託し、障害者及び障害児が居宅において必要な入浴・家事等のサービスを供与する	身体・精神等の障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者であり、福祉サービスを必要とすることを村長が認めた者	デイサービスセンターでの入浴 ・施設利用料：500円 ・往復送迎費：100円 自宅訪問の利用料（1時間当たり） ・生活保護世帯：0円 ・所得税非課税世帯：200円 ・所得税課税世帯：400円 （ただし、食材費等の実費は全て利用者負担とする）

事業名	内 容	対 象	補助率等
南相木村心身障害児（者）タイムケア事業	心身障害児（者）が一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託を行う	村内に住所を有する在宅の心身障害児（者）及びその家族	事業費の全額（ただし、飲食物費その他の実費は全て利用者負担とする）
日中一時支援事業	日中、ショートステイ事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他村長が認めた支援を行う	日中において看護する者がいない等、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等	事業費から利用者負担額（村民税非課税者は0円、それ以外の者は事業費の1割）を除いた額
住宅改修費助成事業	在宅の障害者等が、段差の解消等の住環境の改善を行う場合に、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付する	村内に住所を有し、下肢や体幹等に運動機能障害を有する障害等級3級以上の身体障害者	20万円を上限とした、改修工事費のうちの9割（住民税非課税世帯に属する者は、20万円を上限とした改修工事費の全額）
障がい者にやさしい住宅改良促進事業	日常生活をできるかぎり自宅で営むことができるようにするための住宅改良への相談・助言及び補助	65歳未満で、身体障害者手帳1～6級を所持又は介護保険法による認定を受けており、所得税額の合計が8万円以下の世帯に属する者	基準額70万円（うち1割が利用者負担で限度2万円）
日常生活用具給付・貸与事業	障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与する	村内に住所を有する障害者等（対象者の詳しい要件は種目ごとに定められている）	種目ごとに定められた基準額を上限とした、用具購入費のうちの9割（住民税非課税世帯に属する者は、基準額を上限とした用具購入費全額）
在宅医療に対する往診等に係る交通費補助	高齢者、心身障がい者等が医療機関の往診を受けた時に交通費を補助する。	村内に住所を有する者で、往診、訪問診療、訪問看護を受けた者	片道10km以上は1件500円＋消費税 片道10km未満は1件250円＋消費税



【保育所】

事業名	内 容	対 象	補助率等
保育料減免	多子世帯の未満児保育料を減免する	保育所に入所した児童の保護者又は扶養義務者	第2子半額（同一家庭において複数の児童が同時に入所した場合） 第3子無料
国際交流職員による保育所での活動	小学校に常駐するALTが週2回英語によるレクリエーション等を実施	保育所入所児童全員	無料



©東京ハイジ/南相木村

【振興課】

事業名	内 容	対象者	補助率等
圃場整備事業	客土、暗渠敷設等、圃場整備に要した経費について補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	税抜き価格の1/3 事業費の上限額70万円
産業振興資金利子補給事業	産業の振興に必要な資金の利子を補給	南相木村において農業、林業、工業、商業のいずれかを営み、この資金を必要とするものとする。	利子の9/10（5%上限） ※審議会にて決定する
鳥獣害防止柵設置事業	有害鳥獣対策として柵を設置することに要した経費を補助	村内において、農作物の栽培を行っている者	設置経費の9/10
農業用廃プラ処理の助成	回収袋、農業空容器、マルチ等の処分費用を助成	南相木村に住所を有し、農業を営む者	処理費用のうち税抜き価格
価格安定資金	市場価格が低迷した場合に価格補償	J A経由で出荷した農業者	運営審議会にて決定する
野菜・花卉新技術開発	新品種や新たな資材・肥料等の試験	南相木村に住所を有し、農業を営む者	J Aの要望により決定する
野菜、花卉、園芸施設補助事業	ビニールハウス等設置の資材費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	購入価格の1/3 事業費の上限額70万円
灌水機購入補助事業	灌水機の購入に要した経費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	購入価格の1/3
緑肥種子購入補助事業	緑肥種子購入に対する補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	購入価格の1/3
有害鳥獣防除用品購入補助事業	有害鳥獣防除用品、電気柵を設置することに要した経費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	購入価格の1/3
農地賃貸借補助事業	農地の賃借料の経費に対して補助	次の要件のいずれにも該当する者 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民基本台帳に記録されている者で、現に村内に居住している者 (2) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づき5年以上の農地賃貸借契約を締結した者 (3) 認定農業者又は新規就農者で就農後2年以内に申請した者 (4) 過去に本事業による補助金を受けたことがない者	賃借料の1/2 ※就農して2年間
そば生産補助金	そばの生産に対する助成	南相木村内においてそば生産組合を通してそばを生産した者	10aあたり 15,000円
トラクター貸し出し	農地の耕起等を行う場合にトラクター（サイズ2種類）を貸し出し	次の各号に該当する者とする。 (1) 村内に住所を有する者 (2) 村内で農作物等の栽培又は農地及びその周辺の環境保全に係る作業を実施する者 (3) 農業機械を操作する資格がある者又は安全かつ適正に操作できる者	2,500円/10a 自己負担有り ※燃料を満タンにして返却
農業近代化資金利子補助事業	農業近代化施設を設置する為に借り入れる資金を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	年2%以内の利子補助
農作物病害虫防除事業	土壌消毒剤購入に要した経費（消費税は含まない）を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	事業費の10/100

事業名	内 容	対象者	補助率等
農業経営基盤強化資金補助事業	認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営基盤強化資金を借り入れを補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	年1.25%以内
松茸山手入事業	森林組合の指導又は直接森林組合作業班等が実施した経費	南相木村に住所を有し、林業を営む者	事業費の1/2（6万円を限度とする）
後継者育成事業	農林業の後継者が互いに経営技術指導等に要した経費を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む者	村長が定めた額
こさ木伐採補助事業	畑周辺のこさ木伐採に要した経費（消費税は含まない）を補助	南相木村に住所を有し、農林業を営む者	事業費の1/3
間伐事業補助金	間伐事業に要した経費	村内に山林を所有し、当村で事業を行う者	長野県標準経費の10/100以内
木材生産奨励補助金	間伐事業により生産された木材に対し補助	村内に山林を所有し、当村で事業を行う者	1㎡あたり 200円
造林保育補助事業	地拵え、植栽、下刈り、除伐に要した経費を補助	南相木村長期育成循環施業協定締結者	・地拵え、植栽：長野県標準経費の15/100以内。1,000円未満は切り捨てる。 ・下刈り、除伐：長野県標準経費の30/100以内。1,000円未満は切り捨てる。
村産材活用住宅整備事業補助金	村産材を使用しての住宅の新築、リフォーム費用を補助	村内に自ら居住する住宅を新築する者、又は自ら居住する住宅を改修する者	1㎡あたり15,000円
南相木村営住宅使用料補助金	村営住宅入居者の住宅使用料を補助	村営住宅入居者で中学3年生以下の子供がいる者 ただし、入居時に中学生である場合は対象外	本来家賃から1万円を控除した額
南相木村住環境リフォーム助成事業補助金	村内業者が施行するリフォーム費用に対し補助	村内に住所を有し、現に居住している者	・補助対象経費が100,000円以上 ・補助対象経費の1/2の額を補助 ・限度額500,000円
南相木に住みたい若者住宅整備奨励補助金	対象住宅の、新築・増築・改築費用に対し補助	申請時に満50歳未満であり、10年間居住を確約できる者	・延床面積70㎡以上200㎡以下で、住宅金融支援機構融資住宅基準等に適合した防寒住宅であること ・補助金の額は50万円とする。なお、完成時に同居する15歳未満の子供がある場合には子供1人につき20万円を加算する。ただし限度額は100万円とする ・増築・改築は費用が500万円以上であること



【教育委員会】

事業名	内 容	対象者	補助率等
学校給食費支援制度	学校給食費を半額補助	給食費の滞納がない小学生の保護者	年間負担額の1/2
スケートセンター利用補助	スケートセンター利用料の補助	小学生とその保護者	利用料の半額（付添の保護者は無料）
奨学資金貸与事業	経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を貸与	高等学校以上の学校に就学を希望しているが、経済的理由により就学困難な方	高校生：月額3万円（上限） 大学院生・大学生・短大生・専門学校生・海外留学生：月額6万円（上限）
奨学金等返済支援制度	奨学金返済の補助	大学等に在学中に奨学金等の貸与を受け、現在南相木村に居住していて、引き続き居住する意思のある方	奨学金の返済額の2/3を補助（千円未満は切捨て） 10年間定住すれば残額の1/3を給付
国際交流職員制度	交流しているオーストラリアのサンディークリーク小学校から推薦をいただいたALTが小学校に常駐 週1～2回英語の授業を実施	南相木小学校児童全員	
小学生海外研修事業	パスポートの取得や事前学習を含め、オーストラリアでの一週間ホームステイを通して、主体的に考え行動し国際社会に貢献できる児童を育成	南相木小学校6年生全員 （5・6年合同実施の場合あり）	パスポート申請費用、研修期間中のお小遣い、空港での飲食代のみ個人負担
高校生海外研修事業	現地での語学研修、現地の人々との交流や異文化体験を通じて、豊かな国際感覚と日本人としての自覚と責任を身につけ、グローバル社会に貢献できる人材を育成	南相木村に在住する高校生	渡航費・滞在費・研修費に係る費用の1/2
親子留学保護者交通費補助	親子留学してくる保護者に対し、同月2回まで来村時の交通費補助	親子留学で南相木村に住所を有する児童の保護者	保護者が県外から来村の場合15,000円/回 保護者が県内から来村の場合10,000円/回





信州 南あいぎ村



南相木村 補助事業一覧

令和4年3月

編集：南相木村役場 総務課

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525番地 1

TEL：0267-78-2121／FAX：0267-78-2139

E-mail：soumu@vill.minamiaiki.nagano.jp



©東京ハイジ／南相木村